

## ○監査委員に関する条例

制定 平成16年3月8日 条例第1号

改正 平成20年3月6日 条例第1号

(この条例の趣旨)

**第1条** この条例は、豊中市伊丹市クリーンランド規約（昭和36年3月21日制定）に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第202条の規定により、監査委員について必要な事項を定めるものとする。

(定期監査の期日)

**第2条** 法第199条第4項の規定による定期監査は、毎年10月から翌年の2月までの間に行う。ただし、監査委員が必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

(出納検査の期日)

**第3条** 法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査は、毎月第3水曜日に、前月分について行う。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になるとき及びやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(請求又は要求に基づく監査)

**第4条** 監査委員は、法第242条第1項の規定による監査の請求があったとき又は組合議会若しくは管理者から監査の要求があったときは、監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に当該監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項の監査は、できるだけ速やかに終了し、かつ、終了後直ちに必要な措置を講じなければならない。

(決算の審査)

**第5条** 法第233条第2項の規定により決算及び証書類が審査に付せられたときは、審査に付せられた日から7日以内に審査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項の審査は、できるだけ速やかに終了し、かつ、終了後直ちにその意見を決定し、これを管理者に提出しなければならない。

(監査の通告)

**第6条** 監査委員は、例月現金出納検査を除き、監査又は検査をしようとするときは、その期日前10日までにその要領を管理者に通知しなければならない。ただし、緊急に監査又は検査をする必要があると認めるときは、この限りでない。

(公表の方法)

## 監査委員に関する条例

**第7条** 監査委員の行う監査の結果等の公表は、豊中市伊丹市クリーンランド  
公告式条例（昭和36年組合条例第1号）の例による。

（委任）

**第8条** この条例に定めるもののほか、職務の執行に関し必要な事項は、監査  
委員が協議して定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成20年3月6日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。